

## はじめに

1999年12月の男女共同参画社会基本法の制定、2000年12月の政府の男女共同参画基本計画の策定など、ジェンダーの視点からの法制度の検証、改革の方向性が示される一方、伝統的な性別役割分業を前提とする社会制度や家族観を維持する動向も根強く存在し、改革を押しとどめている。さらに、資本主義経済のグローバル化、金融重視は、地球規模での格差社会を生み出し、現代日本の非正規雇用やひとり親世帯・子どもの貧困率の増大、生涯独身率の著しい増加などは、子ども・高齢者・障がい者など自立することが困難な人たちが安心して生活できる場としての家族、親密圏が成り立たなくなるおそれを示している。新型コロナ禍は社会的弱者を直撃し、このような問題性を一層顕在化させた。

こうした情勢に鑑み、社会学者を中心に「家族のリアル」の分析と展望ないし課題を明らかにし、法学者・政治学者・実務者を中心に「法制度の再構築」を理論的に踏み込んで提起する研究書の刊行を企画した。サブタイトルが示すように、分析、再構築の提起は、ジェンダー/セクシュアリティ/子どもの視点からであり、究極的には人権の視点と考えている。以下、本書の構成と概要を解説する。

1部は、現代日本の「家族のリアルを問い直す」ことを目的としている。Iでは、近代家族のありようをめぐって生じている規範の保持と変容の両側面に焦点を当てている。まず1章の海妻論文では、新自由主義経済の浸透が異性愛婚家族規範を変化させる形で作用した欧米とは異なり、日本ではその規範が維持されてきたことを明らかにする。2章の松木論文では、家族主義が根強い日本において子育てが親にとっては抑圧的な契機となりうる一方で、子どもをケアする営みとしての価値を持つという家族の両義性の提示を通じて、「子育ての社会化」を進展させるための理路が示されている。3章の平山論文はケア労働を女性が担ってきた歴史の下で、高齢者の親を介護する息子の増加をもって男性性やジェンダー関係の変容とは直ちに見なせないことを主張する。4章の永田論文は2010年代以降、若者のあいだで結婚制度を自分にとって居心地の良

い形で脱構築する結婚言説が登場したことに家族をめぐる規範の変容を見出している。5章の野沢論文は、最近の事件と裁判の報道から示唆されるステップファミリーで起きている困難が旧態依然とした離婚・再婚観によってもたらされていることを指摘する。光本のコラム1は親の別居や離婚が増加する中で、離れて暮らす親との面会交流とその支援が持つ意味を明らかにする。

1部のⅡでは、セクシュアルマイノリティの実践が近代家族にどのような変容を迫っているかを論じる。まず6章の風間論文は、100を超える自治体で導入されている同性パートナーシップ制度がセクシュアルマイノリティをケアの機会から排除してきた異性愛家族概念の問い直しにつながることを明らかにする。7章の杉山論文は、セクシュアルマイノリティ家族による子育ての実践が「血のつながりがある父と母」を絶対視しない非伝統的な家族のかたちへの挑戦であることを示す。8章の小門論文は、性別変更する人たちが子どもをもち親となることが、従来の生殖観や親子関係とは異なる家族に関する価値観の変容につながることを述べる。山下のコラム2は、妻が第三者の提供精子によって出産した子の父としてトランスジェンダー男性が、認められることを求めた裁判の分析を通じて、こうした実践が多様な家族のあり方の肯定につながる可能性を指摘する。

2部では、法制度の再構築を考える。Ⅰでは、ジェンダーの視点から法制度と政治の原理や構造を分析する。1章の三成論文は、「夫婦と子から成る家族」の位置づけの変遷を中心に、戦後日本における家族法システムと家族政策の展開をたどり、ジェンダー平等社会に向けた展望を示す。2章の田村論文は、家族という場において、そこで生じる出来事に関して家族構成員が熟議によって自らに課すルール形成・決定を行う過程を「家族における民主主義」と捉え、家族概念の拡張の可能性を指摘する。3章の齊藤論文は、若尾典子の憲法24条論、日本の判例や欧州人権条約、フランス法の動向を踏まえ、家族モデルの不要性を指摘し、婚姻の脱特権化の方向性と課題を抽出する。4章の矢野論文は、暴力をジェンダーの視点から見直すことから、刑法の性犯罪規定の問題点を指摘するとともに、DVやセクハラ犯罪化を論じる。

2部のⅡでは、セクシュアリティ・子どもからの法制度の再構築を提起する。5章の谷口論文は、国連における議論を素材に、国際社会におけるセクシュアルマイノリティに関する議論の到達点と課題を整理し、性的指向や性自

認に基づく差別の禁止を基軸とした権利保障の展開を指摘する。6章の大江論文は、救済規範、包括的理念、公共化としての子どもの権利を論じ、子どもの権利論から親子法制の見直しの手法を提起する。7章の山田論文は、子ども保護の現場から、子ども虐待対応に関する現行法の問題を指摘し、児童相談所の在宅支援から特別養子縁組に連続する日本型パーマネンシーの導入を提唱する。8章の鈴木論文は、子どもの権利向上の視点から、市区町村が地域ネットワークの再構築と里親制度を推進する具体的な方途を指摘する。

なお、序章と終章は二宮が担当した。序章では、家族と法制度の変容、新たな方向性を記述し、終章では、本書掲載の諸論文の指摘、主張を踏まえて問題となる事項を整理し、家族の法制度の再構築として、血縁・婚姻から、当事者や関係者の意思に基づいてケアを担う関係として親密圏構想を提案する。

本書がいくらかでも読者の方々の問題関心に応えることができれば、編著者としてこれほど嬉しいことはない。

末筆であるが、本書の企画趣旨に賛同しご協力いただいた執筆者各位に編著者として厚くお礼を申し上げたい。また、本書の企画、編集、そして刊行に至るまで、法律文化社編集部とご担当の舟木和久氏にご尽力をいただいた。記して感謝の意を表したい。

2021年12月

編著者 二宮周平  
風間 孝

〔付記〕2022年2月14日、法制審議会は、親子法制に関する民法改正要綱を法務大臣に答申した。本書の内容に関して重要な改正が含まれている。①親権者の懲戒権を削除し、監護教育に当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮しなければならず、体罰その他子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止したこと、②離婚から300日以内に再婚して子が出生した場合、現夫の子と推定する規定を設け、女性だけに課されていた再婚禁止期間を廃止したこと、③妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定されること、これを訴訟で争う嫡出否認権を夫だけではなく、妻と子に認めたことである。念校に当たって付記することとした。